

仙北市空き家情報登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市内の空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るために実施する仙北市空き家情報登録制度（以下「仙北市空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等の営業を目的とするものを除く。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 市内への定住、又は定期的な滞在を目的として空き家の購入、賃借により空き家を利用しようとする者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸を希望する所有者から登録の申込みを受けた空き家の情報について、利用希望者に対し市が当該情報を提供する制度をいう。
- (5) 協力業者 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会に加盟する不動産業者のうち、市内に事業所を置く者であって、空き家バンクにおける媒介を行う者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者（以下「物件登録申込者」という。）は、仙北市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 仙北市空き家バンク物件登録カード（様式第1号別紙1）
- (2) 位置図、間取り図（様式第1号別紙2）

- (3) 誓約書（様式第1号別紙3）
- (4) 登録を申し込む空き家に係る直近年度の固定資産税課税明細書の写し
- (5) 物件登録申込者の市区町村税に滞納がないことを証明する納税証明書（証明年度の1月1日現在の住所地で発行されたもの）
- (6) 物件登録申込者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、仙北市空き家バンク物件登録台帳（以下「物件台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。

- (1) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されているとき。
- (2) 所有者が複数いる場合において、共有者から空き家の売却、賃貸について同意を得ていないとき。
- (3) 空き家とその敷地の所有者が異なる場合において、当該敷地の所有者から空き家の売却、賃貸について同意を得ていないとき。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、仙北市空き家バンク物件登録完了通知書（様式第2号）により、物件登録申込者に通知するものとする。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた物件登録申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（物件台帳の登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件台帳の登録を抹消するとともに、その旨を仙北市空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第3号）により、当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 売買、賃貸借等の契約締結の報告があったとき。
- (2) 物件登録者から、物件台帳の登録抹消の申出があったとき。
- (3) 物件台帳に登録された日が属する年度の翌年度の4月1日から2年を経過したとき。ただし、第4条第1項の規定による登録の申込みにより、再登録することができ

るものとする。

- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家バンクに登録された空き家に関する情報の提供を受けようとする利用希望者は、仙北市空き家バンク利用登録申込書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第4号別紙1）
- (2) 利用希望者の市区町村税に滞納がないことを証明する納税証明書（証明年度の1月1日現在の住所地で発行されたもの）
- (3) 利用希望者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、仙北市空き家バンク利用登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、仙北市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第5号）により、利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用者台帳の登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を仙北市空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第6号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 売買、賃貸借等の契約締結の報告があったとき。
- (2) 利用登録者から、利用者台帳の登録抹消の申出があったとき。
- (3) 利用者台帳に登録された日が属する年度の翌年度の4月1日から2年を経過した

とき。ただし、第7条第1項の規定による登録の申込みにより、再登録することができるものとする。

- (4) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 申込内容に虚偽があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開)

第10条 市長は、物件台帳に登録された空き家情報を、市のホームページへの掲載、空き家バンク担当課での物件台帳の閲覧、その他の方法により公開するものとする。ただし、物件登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(情報の提供)

第11条 市長は、必要に応じて、物件登録者、利用登録者及び協力業者に対して、物件台帳及び利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 物件登録者及び利用登録者は、物件台帳又は利用者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (2) 市長の許可なく個人情報を複製し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。